

## 神奈川県指定特定非営利活動法人審査会印取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県指定特定非営利活動法人審査会印の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 神奈川県指定特定非営利活動法人審査会印（以下「審査会印」という。）の種類は、次のとおりとする。

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会会長之印

### (ひな形及び寸法)

第3条 審査会印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

### (保管者)

第4条 審査会印は、NPO協働推進課長が保管するものとする。

### (保管者の代行)

第5条 前条の規定による審査会印の保管者（以下「保管者」という。）に事故があるとき又は保管者が欠けたときは、保管者があらかじめ指定した職員が所管者の職務を代行する。

### (審査会印取扱主任)

第6条 保管者は、審査会印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置かなければならない。

2 取扱主任は、保管者が所属職員のうちから命ずる。

3 取扱主任は、保管者の指揮監督を受け、審査会印に関する事務に従事するものとする。

### (新調、改刻又は廃止)

第7条 審査会印の新調、改刻又は廃止に関する事務は、NPO協働推進課長が掌理する。

2 NPO協働推進課長は、審査会印台帳（別記様式）を備え、審査会印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理しなければならない。

### (保管方法)

第8条 審査会印は、常に堅固な容器に納め、厳重に保管しなければならない。

### (審査会印の使用)

第9条 審査会印は、取扱主任でなければ使用することができない。

### 附 則

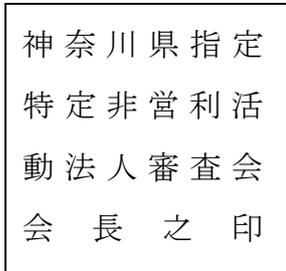
この要領は、平成24年4月17日から施行する。

別表

神奈川県指定特定非営利活動法人審査会会長之印

21mm

21  
m  
m



別記様式

印 名			印 影	
新調又 は改刻	年 月 日	年 月 日 新調・改刻		
	理 由			
	使用開始年月日	年 月 日		
廃止	年 月 日	年 月 日	摘 要	
	理 由			